

福岡高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 無申告加算税賦課決定処分等取消請求控訴事件  
国側当事者・国(小倉税務署長)

平成23年9月8日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・福岡地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年1月20日判決、本資料261号-4・順号11594)

判 決

控訴人	甲
同訴訟代理人弁護士	日野 孝俊 春島 律子 愛甲 栄治
被控訴人	国
同代表者法務大臣	平岡 秀夫
処分行政庁	小倉税務署長 松本 秀一
同指定代理人	熊谷 功太郎 大坪 正宏 戸上 吉幸 藤田 典之 柳 良一 和多 範明 今林 秀治 田中 郁子 濱口 正 大藪 紹氏

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 小倉税務署長が控訴人に対して平成20年3月3日付けでした、控訴人の平成18年分の所得税に係る無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 小倉税務署長が控訴人に対して平成20年7月1日付けでした、控訴人の平成18年分の所得税の更正処分のうち、総所得金額469万2000円、納付すべき税額0円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

## 第2 事案の概要（略語は原判決の表記による。）

- 1 本件は、事業所得の計算にあたって、高金利を定めて行っていた従前の貸付け（金銭消費貸借）が無効であり（平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律〔以下「貸金業法」という。〕42条の2）、これが不法原因給付（民法704条）・公序良俗違反（同90条）に該当するため顧客に貸付金元本の返還を求めることができず、平成19年に当該貸付金元本相当額の損失が生じたとし、これを事業廃止の特例（所得税法63条）によって平成18年分の必要経費として計上して、同年分の確定申告をその期限後に行い、また同様の計算で更正の請求（同法152条前段）を行った控訴人が、小倉税務署長の行った、①上記確定申告書の提出が法定申告期限後のもの（期限後申告）であるとして無申告加算税を課した賦課決定処分（本件賦課決定処分1）、並びに②上記貸付金元本相当額は必要経費に算入すべきものではないとして更正した平成18年分の所得税の更正処分（本件更正処分。上記更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分の内容を包摂するもの。）及びこれに伴う無申告加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分2）は違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

原審は、①控訴人の上記確定申告が期限後申告であって（国税通則法66条1項）、無申告加算税を免れ（同項ただし書）、あるいは加算税額の低減を受ける（同条5項）要件を欠き、②平成18年分の所得税の更正処分及び無申告加算税の賦課決定処分については、上記貸付金元本相当額は必要経費に算入される損失（所得税法51条2項）に該当しないから、上記各処分に違法はないとして、控訴人の請求を棄却した。

そこで、控訴人がこれを不服として控訴した。

## 2 基本的な事実関係

本件に係る所得税法等の定め及び前提事実については、原判決の「事実及び理由」欄の第2の1、2のとおりであるから、これを引用する（なお、以下、原判決を摘示ないし引用する場合は、「原判決第2の1」のように表記し、当審において補正があるときは、補正後のものによる。）。

## 3 争点及び争点に関する当事者の主張

- (1) 争点及び争点に関する当事者の主張については、後記(2)で補正し、同(3)で、当審における補足的主張を付加するほかは、原判決第2の3、4のとおりであるから、これを引用する。

### (2) 原判決の補正

ア 9頁13行目末尾に改行の上、次を加える。

「本件更正処分の適法性（控訴の趣旨第2項関係）については、本件雑損失1及び2並びに本件弁償費が必要経費に当たるか、本件賦課決定処分1及び2の適法性（控訴の趣旨第1、2項関係）については、期限後申告であっても所定の課税を免れるなどすることができるかという点において、当事者の主張に大きく隔たりがあり、それによって結論が左右される。そこで、以下の点を争点とする。」

イ 9頁末行目から10頁8行目までを削る。

ウ 10頁9行目の「イ」を「ア」と、12頁16行目の「ウ」を「イ」と、13頁2行目の「エ」を「ウ」とそれぞれ改める。

エ 13頁6行目から同13行目までを削る。

オ 13頁14行目の「イ」を「ア」と、15頁2行目の「ウ」を「イ」と、16頁8行目の「エ」を「ウ」とそれぞれ改める。

### (3) 当審における補足的主張

(控訴人)

#### ア 争点(1)について

本件雑損失1及び2並びに本件弁償費は、所得税法施行令141条3号に該当しないとしても、所得税法51条2項の「貸倒れ」に該当するから、これを必要経費として計上を認めない本件更正処分は違法である。

本件では、控訴人は、貸金業を廃止し、店舗を閉鎖するなど債権者として貸付金元本債権の返還を求めないという明確な意思を表明し、顧客である債務者も、控訴人の貸付行為が出資法に反した高利の貸付けであって無効であることを新聞等により聞知しており、貸付金元本債権の返還を求められず、これに応じる必要もないことを認識しているのであり、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実になったといえる。なお、控訴人の従業員とは連絡を取っていないが、控訴人の業務で使用していた口座の管理等は従業員に任せているものの債権回収等を行っていないものと考えている。仮に、一部の貸付けについて利息の収受が行われていたとしても、控訴人が指示をしたことはなく、上記貸倒れの判断を妨げるものではない。

なお、控訴人の従業員において管理する口座に入金があったとされることから、本件雑損失1の基礎となっていた貸付元本債権のうち入金があった362件、合計3333万6000円について貸倒れではないものとして確定申告についての計算を行うと、別紙1の「計算書」とおり、事業所得4810万4423円、申告納税額1594万6800円となり、本件雑損失2の基礎となっていた貸付元本債権合計1922万5000円について同様に計算すると、別紙2の「必要経費算入限度額計算書」とおり、必要経費算入限度額2059万円となり、事業所得からこれを控除すると、平成18年度の事業所得は3153万3923円となって、平成18年度に納付すべき税額は、981万5900円となる。

そうすると、控訴人が平成18年度に納付すべき税額は既に納付した364万7900円を控除した616万8000円となるから、本件更正処分のうちこれを超える部分は違法である。

#### イ 争点(2)について

控訴人は、貸金業を4店舗で営んでおり、3店舗の会計書類だけでは正確な申告を行うことができないばかりか、残る店舗が大きな売上げを占めていることから、法定期限内に確定申告を行うことは、現実的には不可能であった。

(被控訴人)

#### ア 争点(1)について

本件雑損失1及び2並びに本件弁償費に対応する貸付元本債権は、債権の回収の見込みのないことが客観的に確実になったといえることはできず、なお、所得税法51条2項にいう「貸倒れ」には該当しない。

控訴人は、事業を廃止したという平成18年2月以降も、顧客からの振込口座を存続させ(乙7)、あるいは新たに口座を開設して(乙28)、平成19年8月以降も顧客である債務者から入金を受けているのであって、引き続き、貸付金元本債権又は利息の取立てを行っているというほかない。

また、借主である債務者において、控訴人の刑事事件の報道に接していない場合はもとよ

り、これに接したとしても、その報道の内容や範囲によるものの、貸付元本まで返還しなくともよいとの理解に達するものということとはできない。現に、平成19年8月以降も、控訴人の従業員が管理する口座には控訴人の従前の顧客からの入金がされている。

イ 争点(2)について

4店舗で営んでいる貸金業について、うち3店舗の会計書類だけでは正確な申告を行うことができないとはいえない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、本件更正処分並びに本件賦課決定処分1及び2はいずれも適法であって、控訴人の本訴請求はいずれも理由がないものと判断する。

そのように判断する理由は、後記2のとおり改め、同3のとおり、当審における補足的主張に対して判断を加えるほかは、原判決の第3の1ないし3のとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の補正

(1) 22頁11行目から23頁1行目までを削る。

(2) 23頁2行目の「(2)」を「(1)」と、24頁24行目の「(3)」を「(2)」と、27頁18行目の「(4)」を「(3)」とそれぞれ改める。

(3) 23頁3行目から同19行目までを削り、同20行目の「イ」を「ア」と24頁15行目の「ウ」を「イ」とそれぞれ改める。

(4) 25頁3行目の「この点、前記(2)アのとおり、原告の行った金銭の貸付は違法・無効であるが」を、次のとおり改める。

「前記1(1)ないし(3)の認定事実を総合すれば、控訴人が業として行った金銭の貸付けに際しては、出資法の定める利率の割合を大きく超える年19.1パーセントから52.2パーセントの割合による利息支払の約定がされ、控訴人は、これに基づいて顧客から上記の割合による利息を受領していたものと認められるから、上記貸付けは、貸金業法42条の2第1項により無効であるばかりか、それ自体強度の違法性を帯びているから公序良俗に反するものである。そうすると」

(5) 26頁18行目から同20行目にかけての「法律上貸付金元本債権の返還請求ができないことが債権者により債務者に対して明確にされているか、債務者がそのことを明確に認識していることが必要である」を、「債権者においては、貸付金元本の返還請求をしない旨債務者に通知するなどその意思を明確にし、債務者においては、法律上、債権者からの貸付金元本の返還請求を拒むことができる旨明確に認識していることが必要である」と改める。

(6) 26頁21行目の「前記(2)アに認定したとおり」を、「前記アに認定したとおり」と改める。

3 当審における補足的主張に対する判断

(1) 争点(1)について

控訴人は、当審において、本件雑損失1及び2並びに本件弁償費が所得税法51条2項の「貸倒れ」に該当すると主張し、これを前提に、事業を廃止した後も顧客との消費貸借における利息等を収受しているとの被控訴人の主張を入れてこれを控除し直した計算を主張している。

しかし、本件雑損失1及び2並びに本件弁償費が所得税法51条2項の「貸倒れ…により生じた損失」に当たらないことは、前判示（前記引用に係る原判決第3の2(2)）のとおりであって、本件雑損失1及び2並びに本件弁償費を事業所得の計算上必要経費として計上すること

はできず、控訴人の上記主張は採用することができない。したがって、これを前提とするその余の主張も採用することができない。

(2) 争点(2)について

控訴人は、当審において、国税通則法66条1項ただし書の「正当な理由」があるものと主張するが、その主張に係る事実を考慮しても、なお、「正当な理由」があるものとはいえず、控訴人の主張は採用することができない。

4 以上によれば、本件請求をいずれも棄却すべきものとした原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 西 謙二

裁判官 足立 正佳

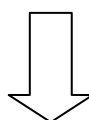
裁判官 石山 仁朗

## 計算書

平成 18 年所得税確定申告

雑損失修正

	現状	修正	修正後	差額	1 の 1
事業所得	14,768,423	33,336,000	48,104,423		
給与所得	4,692,000		4,692,000		
合計	19,460,423		52,796,423		
所得控除	1,965,600		1,965,600		
課税所得	17,494,000		50,830,000		
税額	4,018,200		16,317,100		
定率減税	125,000		125,000		
源泉徴収	245,300		245,300		
申告納税額	3,647,900		15,946,800	12,298,900	



更正の請求

			修正後	差額	1 の 2
事業所得			31,533,923		
給与所得			4,692,000		
合計			36,225,923		
所得控除			1,965,600		
課税所得			34,260,000		
税額			10,186,200		
定率減税			125,000		
源泉徴収			245,300		
申告納税額			9,815,900	6,168,000	

## 必要経費算入限度額計算書

平成18年申告額

	申告額	弁償費一部否認	修正後
事業所得	48,104,423	4,019,500	52,123,923
給与所得	4,692,000		4,692,000
総所得金額	52,796,423	4,019,500	56,815,923

雑損失

福岡西店	八幡店	福岡東店	佐世保店	合計
6,020,000	12,550,000	2,020,000		20,590,000

必要経費に算入されるべき金額 20,590,000 …①

イ事業を廃止した年分(H19)の総所得金額 -12,673,255  
 ロ「イ」の金額の計算の基礎とされる事業所得の金額 -17,125,255  
 イ・ロいずれか低い金額 -17,125,255 …②  
 0 > ② ∴全額平成18年分より控除

ハ前年分(H18)の修正後総所得金額 56,815,923  
 ニ「ハ」の金額の計算の基礎とされる修正後事業所得の金額 52,123,923  
 ハ・ニいずれか低い金額 52,123,923 …③

① < ③	必要経費算入限度額	20,590,000
-------	-----------	------------

	更正の請求書記載			更正の請求書記載	
	H18年申告額	弁償費修正額	小計	必要経費算入額	請求額
事業所得	48,104,423	4,019,500	52,123,923	20,590,000	31,533,923
給与所得	4,692,000		4,692,000		4,692,000
合計	52,796,423	4,019,500	56,815,923	20,590,000	36,225,923